

雇用形態	適用の 労災保険	休業や 障害補償	労災防止の 責任
パート・ アルバイト	勤務先 事業主	正社員と 同じ	勤務先 事業主
派遣労働者	派遣元	同上	主に派遣先

労災保険扱いすべき事故が健康保険で処理される「労災隠し」の問題で、パートやアルバイト、派遣労働者から「私に労災は適用されないのか」という相談が、労災認定を支援する市民団体に相次いでいる。答えは「適用される」。終身雇用制度が揺らぎ、パート労働者などは今後増えると思われるが、多くは労災保険について十分な知識を得る機会がない。市民団体は「このままでは不安定な立場で働く人たちが泣き寝入りする」と訴えている。



パートの皆様 あきらめず申請を

市民団体
呼びかけ

「直接労基署へ」

「娘が昨年末、大阪市内のガソリンスタンドでアルバイト中、滑って転倒し頭に重傷を負った。労災にな

らないのでしょうか」
今月初め、関西労働者安全センター(06・6943・1527)に男性から電話があった。娘さんはすでに働けるようになったが、現在も薬を服用。会社に相

「娘が昨年末、大阪市内のガソリンスタンドでアルバイト中、滑って転倒し頭に重傷を負った。労災にな

「通勤中に交通事故に遭った。労災は無理でしょうね」とあきらめ気味に別

「労災に関するご意見、情報をお寄せください。手紙(T530-8251 住所不要)かファクス(06・6346・8228)、Eメール(o.tokuho@mbx.mainichi.co.jp)で、毎日新聞特別報道部へ。」

「直接労基署へ」

労働省によると、パートや派遣社員などの「非正社員」が雇用者全体に占める割合は、1994年の約23%から99年には約28%に拡大するなど、企業の雇用形態の多様化が進んでいる。

協田滋・龍谷大教授(社会保障法)は「パートや派遣労働者らに労災保険の情

社員と区別なく適用され、治療費負担はゼロ。休業などに対しても同様に補償される。同センターの担当者は「今からでも労基署で労災申請を」と助言した。

派遣労働者と名乗る男性

た。派遣先の労働に関して業務災害や通勤災害を被った場合は、派遣元の労災保険が適用される。派遣元が労災申請に協力しなかったとしても、自分で直接、労基署に出向けばよい。

報が全く伝えられていない。制度の周知徹底や手続きの簡素化などに行政が取り組むべき。派遣元と派遣先が労災の連帯責任を負う仕組みも必要だ」と指摘している。【大島 秀利】